

## 第6章 資料編

### 1 鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、(仮称)鎌倉市子ども・若者育成プラン(以下「プラン」という。)を策定するため、鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)プランの策定についての事項
- (2)プラン策定に関する調査及び研究についての事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験のある者
- (2)市内に住所のある者
- (3)青少年の育成に係る機関及び団体に属する者
- (4)教育機関に属する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、2年間とする。

(運営)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 策定委員会は、その所掌事務に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くこと又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、策定委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成21年7月31日から施行する。

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

## 2 鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会委員名簿

氏名	所属等
高木 秀明	◎横浜国立大学教育人間科学部教授
久田 邦明	神奈川県立人間科学部講師
石井 英明	○鎌倉市青少年指導員連絡協議会会長
阪本 直子	民生委員児童委員協議会（主任児童委員）
上江洲 慎	NPO 法人「鎌倉てらこや」事務局長
元西 泰子	神奈川県立青少年センター青少年サポートプラザ相談員
豊永 良一	手広中学校長（鎌倉市立中学校長会）（平成 23 年 4 月から）
齋藤 美代子	手広中学校長（鎌倉市立中学校長会）（平成 23 年 3 月まで）
林 誠之介	県立鎌倉高等学校校長（平成 22 年 11 月から）
竹内 博之	鎌倉学園中学校・高等学校長（平成 22 年 11 月まで）
小林 正子	市民公募委員
岩城 善広	市民公募委員

◎ 委員長      ○ 副委員長

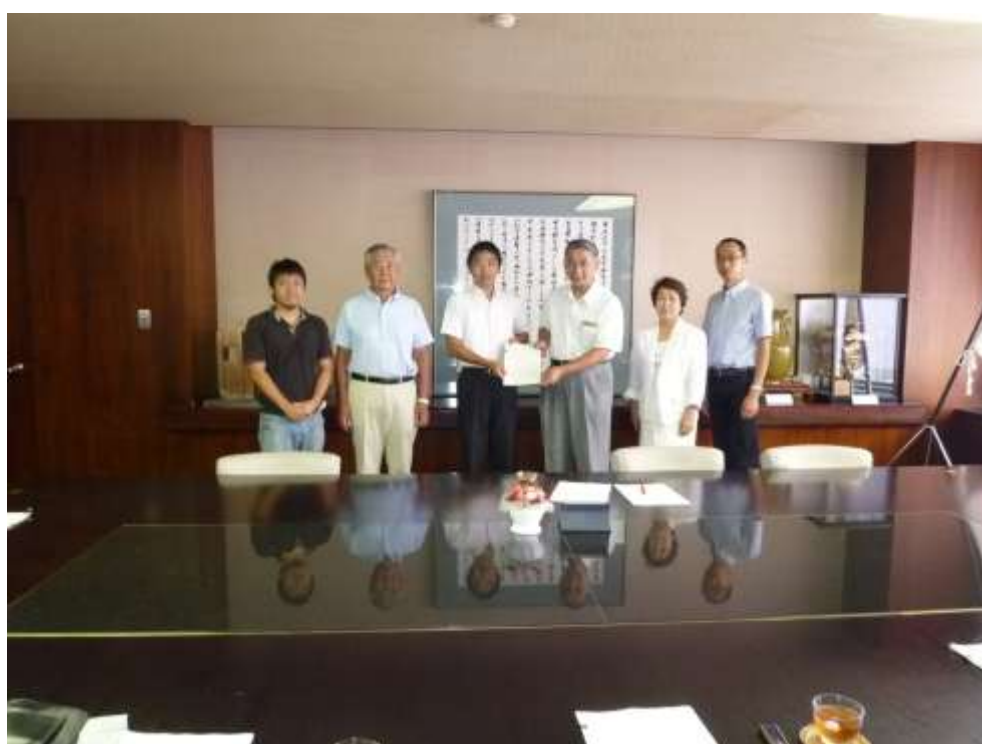
### 3 策定委員会の経過

年月日	審議会・委員会等審議内容等
平成 21 年 8 月 25 日	第 1 回鎌倉市青少年健全育成プラン策定委員会 ・正副委員長の選任について ・委員会の運営について ・鎌倉市青少年健全育成プランの策定について ・子ども・若者育成支援推進法の制定について ・プラン策定スケジュールについて ・青少年総合意識調査について ・意見交換
平成 21 年 11 月 19 日	第 2 回鎌倉市青少年健全育成プラン策定委員会 ・青少年を取り巻く現状・課題の整理 ア 県内各市の青少年プランの概要について イ 庁内関連プランの概要及び関係について ウ 鎌倉市における現状・課題（青少年総合意識調査より）について エ 意見交換 ・プランの目標、理念の検討
平成 22 年 1 月 21 日	第 3 回鎌倉市青少年健全育成プラン策定委員会 ・市長あいさつ及び懇談 ・プランの対象年齢について ・プランの目標・理念について ・今後の日程について
平成 22 年 3 月 30 日	第 4 回鎌倉市青少年健全育成プラン策定委員会 ・プランの理念について ・プランの目標・施策について ・今後の日程について ・策定委員会の名称について
平成 22 年 5 月 24 日	第 5 回鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会 ・プランの理念について ・プランの骨子案について ア プラン骨子のイメージ、イ 目標（案）、ウ 重点施策（案） エ 事業の体系について ・意見聴取会等について
平成 22 年 8 月 23 日	第 6 回鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会 ・プランの目標（案）について ・プランの事業体系について
平成 22 年 11 月 10 日	第 7 回鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会 ・理念の修正案について ・プランの事業体系について ・プランの骨子案について
平成 23 年 1 月 20 日	第 8 回鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会 ・プラン骨子案に対する意見について ・理念及び目標（説明文）の修正について ・プラン原案について
平成 23 年 5 月 25 日	第 9 回鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会 ・プラン原案に対する市民意見について ・プランの進行管理等について
平成 23 年 7 月 14 日	第 10 回鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会 ・プラン事業の時点修正について ・プラン報告及び付帯意見について ・プランの進行管理等について

\*他に子ども・若者育成プラン策定庁内検討委員会を、平成 21 年度 4 回、平成 22 年度 4 回、平成 23 年度 2 回開催した。

年月日	審議会・委員会等審議内容等
平成23年8月17日	鎌倉市子ども・若者育成プラン策定の報告 ・鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会より、鎌倉市長に対して別紙報告書にて、鎌倉市子ども・若者育成プラン策定の報告がなされた。

鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会からの市長へのプラン策定の報告



平成 23 年 8 月 17 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会  
委員長 高木 秀明

(仮称) 子ども・若者育成プランについて (報告)

標記の件につきまして、次のとおり報告します。

私たち、鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会は、平成 21 年 8 月から平成 23 年 7 月まで、10 回にわたり活発な議論を重ねてまいりました。

このプランの策定に当たっては、まず初めに、子ども・若者の対象年齢について議論いたしました。先行する次世代育成きらきらプランとの役割分担も考えましたが、人間形成において特に重要な時期は乳幼児期であることから、プランの対象年齢の始期を 0 歳からとし、子ども・若者育成支援推進法制定の趣旨を踏まえ、終期を 30 歳まで (雇用問題は 30 代まで) としました。

次に、プランの理念につきましては、地域社会の「つながり」や「絆」の大切さを基本に考え、子ども・若者が成長し、いずれは大人として地域社会の担い手となる循環が更に広がってほしいという思いを込めました。この理念に基づき、5 つの目標を定め、それぞれの目標ごとに主要な取組を掲げました。

私たちは、子ども・若者に夢を持って困難に挑戦し、様々な社会体験、自然体験、人との関わりを通じて成長してほしいと心より願っています。

また、奇しくも、3 月 11 日に起きた未曾有の東日本大震災を体験したことにより、人生とは何か、幸せとは何か、また、人のために自分に何ができるかということを変更して一人ひとりが考えていかなければならないと思います。

今後、一人でも多くの子ども・若者が幸せを感じられるよりよい鎌倉となるよう、家庭、学校、地域、行政がしっかりと連携して、プランの中に掲げる様々な取組を推進していただきたいと思えます。

最後に、鎌倉市内では、行政、民間を問わず、子ども・若者育成にかかる様々な取組が行われていますが、残念なことに行政と市民の間での情報共有が十分でない状況があります。プランの取組の有効性を高めるため、様々な角度からの行政側の情報の集約、発信、また市民や民間団体との情報共有の方法について、検討を要望します。

## 4 子ども・若者育成支援推進法の概要

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援  
（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則抄

第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

**第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

**第三条** 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

**第五条** 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

**第六条** 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

**第七条** 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

**第八条** 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

**第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

**第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

**第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
  - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
  - 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

**第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

**第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

**第二十一条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

**第二十二条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

**第二十四条** 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

**第二十五条** 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

**第二十六条** 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

**第二十七条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

**第二十八条** 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

**第二十九条** 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

**第三十条** 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

**第三十一条** 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

**第三十二条** 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第三十三条** 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 罰則

**第三十四条** 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附則抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 5 子ども・若者ビジョンの概要

別紙 PDF のとおり

## 6 青少年総合意識調査概要

平成20年8月から9月の約1か月間に鎌倉市内在住の中学1年生から25歳までの3,000人を対象に実施した「青少年総合意識調査」の概要は次のとおりです。

### ①調査の構成

調査の構成は、以下のとおりです。

- ・あなた自身のことについて
- ・毎日の生活について
- ・人間関係について
- ・悩みや心配ごとについて
- ・地域とのかかわりについて
- ・生き方や将来の希望について
- ・青少年会館について
- ・青少年行政に対する要望

### ②調査の実施方法

調査は、郵送配付・郵送回収により実施した。なお、対象者の3,000人は平成20年7月31日時点の中学1年生から25歳まで（昭和58年4月2日～平成8年4月1日生まれ）の方のうち、住民基本台帳からの無作為抽出によります。

### ③調査期間

調査期間は、平成20年8月29日から9月30日です。

### ④調査票回収状況と回収率

調査票の回収状況と回収率は、以下のとおりです。

配付数	有効回答数	回収率
3,000	1,287	42.90%

### 《調査の傾向》

青少年総合意識調査において、次のような傾向が示されました。家族については、家庭の居心地について安らぎを「感じている」「どちらかといえば感じている」が合わせて94.2%となっていて、全体的には家族との関係の良好さが示されています。親についてどう感じるか聞いたところ、「感謝している」が85.5%で全体的には親に対する肯定的な思いが見てとれる反面、「うっとうしい」と答えた者も16.5%あり、親子関係の難しさがうかがわれます。また、自由時間には「一人でいることが多い」と答えた者の割合が全体では26.7%で、年齢が上がるにつれて高くなっていて、「22歳以上」では31.8%となっています。携帯電話については、9割近くの者が所有していて、特にメールがコミュニケーションツールとして浸透していることが見てとれます。人間関係については、半数以上の者が、良好な関係を保つことができている反面、年齢が上がるにつれて人との付き合いを避けたいと思う傾向も強くなっています。

悩みや心配ごとについては、「将来のこと」をあげた者が最も多く 55.0%となっています。

毎日の生活については、「自分らしさ」を積極的に出して生活しているか聞いたところ、47.0%が「そう思う」と回答しており、半数近くが自己肯定感を持って生活していると思われます。また、鎌倉については6割近くの者が住み続けたいとしており、「住みたくない」と答えた者は1割未満です。

地域との関わりについては「地域のお祭り・盆踊り」以外については、何もしたことがない者が多く、22歳以上は6割を超え、年齢が上がるにつれて、地域での社会参加が低調になる傾向があります。

## 7 青少年への聞き取り調査概要

平成22年7月から9月の間に鎌倉市内在学の中학생から大学生までの50人に対して実施した「青少年への聞き取り調査」の概要は次のとおりです。

(「つどい委員」は成人のつどい実行委員の略です)

### ①日頃、同世代について感じること

- ・熱中していることがない。(高校生男子)
- ・真面目な人が多い。(高校生男子)
- ・ハングリー精神が足りない。すぐに満足する。(高校生男子)
- ・周りを気遣う人が減った。(高校生男子)
- ・過保護に育てている。何かを行うにしても、自分が一番だと思っている子どもが多いので、好き勝手に行動する。(高校生男子)
- ・将来に希望を持てる世の中でない。(高校生女子)
- ・高校に入学して現実的になった。(高校生女子)
- ・文系の友達には常に就職の不安を持っている。(つどい委員)
- ・協力し合っているが、マナーは少し悪い。(つどい委員)
- ・希望や夢に向かっていく姿勢がない。(つどい委員)
- ・皆、やりたいと思っていることは沢山あるが、なかなか実行できる人は少ない。周りの意向に縛られていると感じる同世代が多い。(つどい委員)
- ・特にこの世代だからということはないと思う。(つどい委員)

### ②将来の夢と希望について

- ・次の世代のことを考えると温暖化が心配である。(高校生男子)
- ・就職が大変だと聞いている。(不安である)(中学生女子)
- ・教師になりたい。(高校生多数)
- ・プロサッカー選手になりたい。(高校生男子)
- ・大学に進学してから考えたい。今は色々なことに打ち込み、今を楽しく生きたい。(高校生女子)
- ・ライブハウスで働きたい。インディーズの人たちは本当に頑張っている人たちで、その人たちの力になりたい。(高校生女子)
- ・小児科医になりたい。妹が病気にかかり、周りが偏見を持ってしまった。そのようなことを無くしたい。(高校生女子)
- ・貧しい国の人々の手助けをしたい。(高校生女子)
- ・ジャーナリズムに関係する仕事に就きたい。(高校生男子)
- ・朗読の声優になりたい。(高校生女子)
- ・経済学部に進学して、公認会計士になりたい。世界的な会社を作りたい。(高校生男子)
- ・本が好きだから、小説に携わる仕事につきたい。(高校生女子)

- ・母が医療系の職についているので、精神科医になりたい。最近の子は病んでいる子が多い気がする。(高校生女子)
- ・自分は持っているし、(夢と希望を) 持つべきだと思う。いまの時代の人、現実ばかりを見すぎているのではないかと思う。(つどい委員)
- ・自分の興味のある分野が事業仕分けの対象となって社会に出ていきたくない。(つどい委員)
- ・就職先が決まらないという友人もいる。(つどい委員)
- ・ソフトウェアと音楽を融合させた新しいことをやりたい。(つどい委員)
- ・就職難が不安。(つどい委員)

### ③市への要望について

- ・横浜と違って、地区センターや体育館が少ない(地区センターとは体育館、ミニ図書館、会議室などがある施設)。(高校生男子)
- ・青少年会館の情報は直接高校にほしい。(高校生女子)
- ・社会に出るための勇気をつけてほしい。(つどい委員)
- ・小中学校施設の整備。スポーツが十分にできる施設の提供や小中学校のグラウンドの開放。(つどい委員)
- ・就職活動の早期化を改善してほしい。何のために学校に行っているのかと思っている学生が多い。(つどい委員)
- ・身近なところで、学生が自主的に参加できる、ボランティアやイベントの企画があったらよいと思う。(つどい委員)

### ④ひきこもりについて

- ・中学生から平均して1クラスに1名弱程度いる。(中学生女子)
- ・中高時代に数人いた。大学でもいる。(つどい委員)

### ⑤その他(何か言いたいこと)

- ・職場体験ではなくて、職業を紹介する形の講演会を聞いてみたい。(高校生男子)
- ・サッカー部で全国大会に出ます。鎌倉を有名にします。(高校生男子)

